裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜粋

第162条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第18条第１項及び第４項、第19条第１項、第20条第１項、第21条第１項及び第３項、第22条第１項、第23条第１項、第24条第１項及び第３項、第25条第１項、第30条第１項、第31条第１項、第32条第１項及び第３項、第33条第１項、第34条第１項、第35条第１項及び第３項、第36条第１項、第40条第１項及び第３項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項並びに第50条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第46条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第109条第１項及び第４項並びに第121条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第117条第１項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11・12　（略）

第167条　第３章第１節及び第４節並びに第162条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第162条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第171条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第48条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第１項（第48条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第１項（第48条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第１項（第136条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第１項（第119条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第119条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第１

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜粋

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11・12　（略）

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第87条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者